インターネットによる人権侵害



SNSでのやり取りについて

1 学習対象

中学生

2 ねらい

SNS上であっても、相手の心を傷つけることはいじめにつながるということを認識し、好ましいやり取りができるようにする。また、SNSなどによるネットいじめについて知り、加害者にならないためにどのようなことに気をつければよいか、また、被害者になったときにどのようにすればよいか判断できるようにする。

3 準備するもの

0ワークシート

4 解説

ネットいじめは、ネット以外のいじめよりも表面化しにくいことがあります。ネットいじめは、スマホなどで利用するSNSで多く行われているため、被害者に逃げ場を与えません。ネット以外のいじめであれば自宅が緊急避難場所となって、帰宅すれば一時的にでも休息できるでしょう。しかしネットは時間と場所を選びません。学校だけではなく、家にいても休日でもいじめられるので、精神的に追いつめられます。書き込んだことはずっと残る上、他の人に広めるのも簡単で、多くの人に見られてしまいます。SNSによっては、参加者しか見られず、検索などもできないので、いじめがあったことが外からわからないことが問題を大きく複雑にしています。

ここでは、SNSのグループトークで悪口を書かれるという事例をもとに話し合いをします。話し合いを通していじめの加害者にならないように、どんなことに注意が必要か話し合います。また、実際にネットいじめの被害にあったときは、まわりの大人に相談したり、相談機関を利用したりするなど、自分を追い詰めないような手段をとることが大切です。

5 進め方(展開例) 50分

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	資料など
導入 9分	 ◆学習の確認(2分) ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 ◆アイスブレーキング(7分) 「好きなものは何?」 ・好きな○○について話し合う。 ・グループのメンバー全員が同じ答えになる○○を探し出す。 (例)好きな色は何?白。赤。青。好きなパンの種類は何?メロンパン。クロワッサン。 	・授業の流れを簡単に説明する。・P4【学習の約束】を伝える。・自分と異なる意見が出ても否定せず、受け止めるように促す。	
	グループの仲間と共通の好きなものを探し出すことは難しいことであると知り、それぞれの好きなものを認め合うことについて気づかせる。		

◆アクティビティ(36分) アクティビティ1 ワークシートを配付する。 • ワークシート ①ネットいじめについての説明を聞 • 携帯電話を所持していない生徒 がいる場合は簡単に説明し、で <。 ②例1を読んで考えたことを書く。 きる範囲で話し合いに参加でき ③4人程度のグループで思ったことを るように促す。 伝え合い、気づいたことを書く。 実際にネットいじめにあってい る生徒がいる可能性があること を念頭におきながら、生徒の様 子をしっかり観察する。 アクティビティ2 4例2を読む。 展開 ⑤クラスのグループトークに悪口が書 本人が悪口と思っていなくて 36分 かれていたとしたら、どう対応する も、相手が傷つくことがあるこ か考えて書く。 とを理解させる。 ⑥悪口や裸の写真が貼られていたら、 ・ 裸の写真が貼られていたらその どう対応するか考えて書く。 本人がどう思うのか、どのよう な影響があるのかを考えながら 必要な対応を考えるよう促す。 ⑦自分が裸の写真を送ってほしいと言 ・もし、自分が送ってほしいと言 われたら、どう対応するか考える。 われて嫌な思いをして困った ら、一人で抱えるのではなく、 相談できること、あなたは悪く ないことを伝える。 ◆まとめ(5分) • まとめの話を聞く。 • 資料 授業をとおして生徒から出され た考えや記述をもとに、ねらい をおさえ、まとめる。 いじめられていると思ったら、 まわりの大人(教職員や保護 者) や、相談機関に相談できる ことを伝える。 まとめ 5分 • インターネットは便利な情報が集めやすい反面、危険な情報や嘘も多く含まれてい る。また、全世界に公開される特性上、一度発信してしまった情報は永遠に残り続 けると考えるべきである。そのような特徴を理解し、トラブルを回避しながら正し く利用する能力が「ネットリテラシー」である。 • いじめは悪いことで、いじめられた人は決して悪くない。いじめは誰がされても苦 しいものであるので、苦しいことはがまんせずに相談するようにする。

く参考資料など>

「ネットリテラシー」とは?1枚の写真で住所が特定されてしまうかも! プログラミング教室検索コエテコインターネット上の違法・有害情報に対する対応(プロバイダ責任制限法) 総務省

サイバー教室用教材「SNSの上手な使い方を考えよう!」

神奈川県教育委員会 神奈川県警察本部 LINE みらい財団

https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5053.htm

SNSでのやり取りについて

() 年() 組() 番 氏名
悲しいことですが、小学校や中学校でいじめが多く起きています。インターネットを使ったネットい
じめも増えています。
ネットいじめには、いろいろな種類があります。たとえば、SNSなどで悪口を書いたり、無視した
り、仲間はずれにしたり、他の人に見られたくない写真を投稿したりするいじめがあります。また、掲
示板などに個人情報を書いたり、誰かになりすましていやがらせを書きこんだりするいじめもあります。
アクティビティ1
例1 あるクラスの子たちは、同じクラスのAさんを隠し撮りし、顔をアプリで変形したり 老けさせたりして、どれが一番おもしろいか皆で競い合って楽しんでいました。学校での 様子や放課後に呼び出して隠し撮りをし、本人には内緒で、それを学校名がわかる形で、 動画やSNSにアップするなどしていました。
Oあなたの考えたこと、思ったことを書きましょう。
〇グループで話し合って、新たに気づいたことを書きましょう。

アクティビティ2



例2

あるクラスのグループトークの中で、同じクラスのBさんの悪口が書き込まれていました。「Bはブス」「Bきもい」などのひどい言葉が何十回も書き込まれていました。Bさん本人が「やめてほしい」と伝えたところ、グループの中のある子から、「裸の写真を送ったらやめてあげる」といわれ、Bさんは自分の裸の写真を送ってしまいました。

○クラスのグループトークの中で悪口が書き込まれていたら、あなたはどうしたらよいと 思いますか?

○クラスのグループトークに裸の写真が添付されていたら、あなたはどうしたらよいと 思いますか?

〇もしあなたが、裸の写真を送ってほしいと言われたら、どうしますか?



ネット上で相手を傷つける書き込みをした場合、犯罪(侮辱罪や名誉毀損罪)になる場合があります。

名誉毀損罪(刑法 230 条)は、事実 を摘示し、公然と、人の社会的評価を低 下させた場合に成立します。 侮辱罪(刑法231条)は、事実を摘示せずに、公然と、人を侮辱した場合に成立します。 「事実を摘示しない」とは具体的事実を伴わないということであり、「ブス」「このハゲ!」 「デブ」などの誹謗中傷が該当します。

いじめは悪いこと。いじめられた人は悪くない。いじめはだれがされても苦しいもの。苦しいことはがまんしなくていい。いじめの苦しさから逃がれるために、自ら命を絶つなんてことは絶対にしないで、助けを求めてください。あなたは、悪くありません。

【参考資料】

ほとんどの人はSNSを匿名で利用していますが、「匿名ならバレないだろう」は**間違い**です。誹謗中傷を書き込まれた側は「プロバイダ責任制限法」にもとづき、SNS運営者(プロバイダ)に対して発信者の情報の開示を請求する(**=誰が書き込んだのか、情報提供を求める**)ことができるからです。

プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律平成25年改正)の概要

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する概要

違法な情報

その他の違法情報

〇〇はヤブ医者である(名誉毀損) 児童ポルノ・わいせつ物 海賊版サイト(著作権侵害) 麻薬・危険ドラックの広報

違法ではないが有害な情報

公序良俗に反する情報

死体画像(人の尊厳を害する情報) 自殺を誘引する書込み

青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト 暴力的な表現

国による制度整備

権利侵害情報

プロバイダ責任制限法

- ●権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、プロバイダの損害賠償責任の免責要件を規定
- ●権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する**発信者の情報 の開示を請求できる権利**を規定

事業者団体による自主的取組

契約約款モデル条項

●誹謗中傷の書込み等を**禁止事項**とし、これに反する場合の**削** 除等を規定する利用者との約款のモデルを提示

契約約款モデル条項

●具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

相談への対応



違法・有害情報相談センターの設置・運営

●インターネット上に流通した違法・有害情報による被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

総務省ホームページより